

●岐阜市の融資制度

基本融資条件

- 1 市内における中小企業者等で、市内に1年以上事業所(事業の拠点となる本店、支店及び事務所をいう)を有し、かつ、1年以上事業を継続して営んでいること(創業者支援資金の一部、みらい戦略資金重点施策枠の一部及び事業所建設等促進資金の一部は除く)
- 2 中小企業信用保険法施行令第1条に定める業種を営んでいること
- 3 市税を完納していること(創業者支援資金の一部、みらい戦略資金重点施策枠の一部及び事業所建設等促進資金の一部は除く)
- 4 資金の返済が確実に認められること

資金名	融資対象者	限度額	融資条件								申込受付場所	
			期間	返済方法	据置期間	利率	担保	連帯保証人	信用保証料	保証料補填		
一般事業資金	中小企業振興資金	(基本融資条件に該当する方)	4,000万円	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内	元金均等返済	1年以内	年 1.70%	必要に応じて求める。	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	0.45%～1.90%	0.00%～0.50%	
	小口零細企業資金	次に掲げる中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者を対象とする。(医業を主たる事業とする法人以外の特定非営利活動法人を除く。) (1) 従業員の数が20人(商業、サービス業は5人)以下の個人及び会社 (ただし、(2)に掲げるものを除く。) (2) 従業員の数が、その業種ごとに政令で定める数以下の個人及び会社 (3) 事業協同小組合 (4) 従事する組合員の数が20人以下の企業組合 (5) 従業員の数が20人以下の協業組合 (6) 従業員の数が20人以下の医業法人(ただし、(1)～(5)を除く。)	2,000万円 (本件融資を含めた保証付融資残高が2,000万円まで)	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内 (一括返済は1年以内)	元金均等返済 又は 一括返済	1年以内	年 1.00%	原則として不要	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	0.50%～2.20% ただし、中小企業信用保険法第3条の3に定める特別小口保険の保険関係が成立する方については、0.65%とする。	0.50%～1.70% ただし、中小企業信用保険法第3条の3に定める特別小口保険の保険関係が成立する方については、0.65%とする。	
	短期資金	(基本融資条件に該当する方)	3,000万円	運転資金 1年以内	元金均等返済 又は 一括返済	1年以内	年 1.40%	必要に応じて求める。	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	0.45%～1.90%	0.00%～0.50%	
	ぎふしアリスト短期資金	(基本融資条件に該当する方) ただし、下記に該当する方 1 2期以上確定申告を行っている方 2 取扱い金融機関との与信取引が1年以上ある方 3 直近決算で債務超過でない方 4 条件変更等による返済緩和がなされていない方	5,000万円	運転資金 1年以内	元金均等返済 又は 一括返済	1年以内	金融機関 所定利率 (ただし、年2.90%以下の 固定に限る)	必要に応じて求める。	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	0.45%～1.90%	0.45%～0.50%	
新産業振興資金	創業者支援資金	次のいずれかに該当する方(特定非営利活動法人を除く。) 1 事業を営んでいない個人で、認定特定創業支援事業による支援を受けて6か月以内に新たに事業を開始する(会社の場合は当該会社が6か月以内に設立し、かつ事業を開始する)具体的計画を有し、創業関連保証が成立する方 2 事業を営んでいない個人で、1か月以内に新たに事業を開始する(会社の場合は当該会社が2か月以内に設立し、かつ事業を開始する)具体的計画を有する方 3 事業を営んでいなかった個人、又は、その個人によって設立された会社で、事業開始後5年を経過していない中小企業者。ただし、岐阜市内で事業開始後1年を超える方については、本表上記基本融資条件に該当する方 4 廃業後5年以内の方で、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たす方 (1) 事業を営んでいない個人で、1か月以内に新たに事業を開始する(会社の場合は当該会社が2か月以内に設立し、かつ事業を開始する)具体的計画を有する方 (2) 事業開始後5年未満の中小企業者	2,000万円	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内	元金均等返済	1年以内	年 1.00%	必要に応じて求める。ただし、保険法第3条の2に規定する無担保保険の保険関係で、創業関連特例又は創業等関連特例を適用する方については、無担保とする。	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	0.45%～1.90% ただし、中小企業信用保険法第3条の2に定める無担保保険の保険関係であって創業関連特例、創業等関連特例が成立する方については、0.80%とする。	0.45%～1.90% ただし、中小企業信用保険法第3条の2に定める無担保保険の保険関係であって創業関連特例、創業等関連特例が成立する方については、0.80%とする。	市内の ・普通銀行 ・信用金庫 ・商工信用組合 ・商工中金 ・ぎふ農協 ・岐阜県信用農業協同組合連合会の 本店 (岐阜市信用保証協会約定書締結金融機関に限る)
	みらい戦略資金	【新分野進出支援枠】 次のいずれかに該当する方 1 新分野(事業転換を含む)へ進出を図ろうとする方で、進出先の事業が当該企業の事業活動の相当程度(生産額等でみて概ね4分の1以上)を占める見込みである方 2 岐阜市事業創造支援補助金のうち、産学官連携事業補助金又は新規事業開発補助金の交付決定を受けた方 3 売電事業に係る施設の整備や機械を導入する場合の設備資金を必要とする方	8,000万円	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内	元金均等返済	1年以内	年 1.20%	必要に応じて求める。	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	0.45%～1.90%	0.35%～1.20%	
		【省エネ・エコ促進枠】 次のいずれかに該当すること。 1 省エネルギー機械、新エネルギー利用機械や産業廃棄物排出抑制機械を導入する場合等の設備資金 2 前号に関連した人材育成や外部専門サービスの利用を図る場合等の運転資金 3 その他、地球環境の保全・改善を図るのに要する資金	8,000万円							0.45%～1.90%	0.45%～1.90%	
	【重点施策枠】 次のいずれかに該当する方 1 岐阜市中心市街地活性化基本計画(平成30年3月23日内閣総理大臣認定)の計画区域内において、次のいずれかに該当する方 (1) 卸売業・小売業・サービス業の店舗又は事業所を新たに設置して事業を行う方 (2) 卸売業・小売業・サービス業の既存の店舗又は事業所で継続して事業を行う方 2 受動喫煙防止対策のために、次のいずれかに該当する方 (1) 受動喫煙防止対策のための施設の整備や機械を導入する方 (2) (1)の設備や機械を導入するための、調査等を行う方 (3) その他、受動喫煙防止対策を推進するのに資金を要する方 3 AI(人工知能)技術を適用したソフトウェア又はAI活用関連機器の開発を行う方 4 持続可能な開発目標(SDGs)について、目標達成に向けて取り組んでいる方	1と2の方は 1,000万円 3と4の方は 3,000万円						0.45%～1.90%	0.45%～1.90% ただし、中小企業信用保険法第3条の2に定める無担保保険の保険関係であって創業関連特例、創業等関連特例が成立する方については、0.80%とする。	0.45%～1.90% ただし、中小企業信用保険法第3条の2に定める無担保保険の保険関係であって創業関連特例、創業等関連特例が成立する方については、0.80%とする。		

資金名	融資対象者	限度額	融 資 条 件							申込受付場所	
			期 間	返済方法	据置期間	利 率	担 保	連帯保証人	信用保証料		保証料補填
新産業振興資金 ぎふし事業承継資金	雇用促進資金 適切な計画の下に事業拡大等を図り、融資実行日より1年以内に新たに雇用保険被保険者を1人以上雇用する方	3,000万円	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内	元金均等返済	1年以内	年 1.10%	必要に応じて求める。	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	0.45%～1.90%	0.35%～1.20%	市内の ・普通銀行 ・信用金庫 ・商工信用組合 ・商工中金 ・ぎふ農協 ・岐阜県信用農業協同組合連合会の本支店 (岐阜市信用保証協会約定書締結金融機関に限る)
	事業所建設等促進資金 次のいずれかに該当する方 1 適切な計画の下に事業所の市内適地への移転もしくは建設又は現在事業地での事業所の建替・増改築を行おうとする方 2 次のいずれにも該当する方 (1) 本市の工場適地に新規立地しようとする市外企業で、製造業又は市長が特に認める事業を営む法人 (2) 新規立地に伴い雇用効果、下請波及効果等の経済効果が相当程度見込まれること	1億5,000万円	設備資金 15年以内	元金均等返済	1年以内	年 1.20%	必要に応じて求める。	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	0.45%～1.90%	0.35%～1.20%	市内の ・普通銀行 ・信用金庫 ・商工信用組合 ・商工中金 ・ぎふ農協 ・岐阜県信用農業協同組合連合会の本支店 (岐阜市信用保証協会約定書締結金融機関に限る)
	(1)【経営承継枠】 <対象者:中小企業者(会社又は個人事業主)> 経営者の死亡又は退任等に起因する経営の承継に伴い、議決権株式や事業用資産等の取得等多額の費用を要する事由が生じたことにより事業活動の継続に支障が生じ、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項の規定による認定」を受けた中小企業者(※1) <資金使途> ①議決権株式の取得資金 ②事業用資産等の取得資金 ③事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 ④運転資金	2億8,000万円	設備資金 15年以内 (株式取得資金を含む)	元金均等返済 又は 一括返済	なし	年1.10% (ただし、期間10年超の場合は年1.50%)	必要に応じて求める。	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	0.45%～1.90% (※2)	0.45%～0.50%	(2) 枠については、上記を満たした上で、主たる取引関係を有する金融機関(※)を経由して申し込む。 (※ 原則として、申込者の既往取引金融機関のうち、取引期間が長い、貸付残高が多い、保証債務残高が多い、融資に留まらず経営に係る相談その他の経営支援を頻繁に実施している等の理由から、一定の信頼関係を構築しているものとして申込者が認識する金融機関)
	(2)【特定経営承継枠】 <対象者:中小企業である会社の代表者(代表者に就任後であること)> 経営者の死亡又は退任等に起因する経営の承継に伴い、株式等や事業用資産等の取得等多額の費用を要する事由が生じたことにより事業活動の継続に支障が生じ、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第1号の規定による認定」を受けた中小企業者の代表者(※1) <資金使途> ①議決権株式の取得資金 ②事業用資産等の取得資金 ③事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 ④運転資金							【個人】 原則として事業承継する会社(法人保証)			
(3)【経営承継準備枠】 <対象者:中小企業者(会社又は個人事業主)> 経営を承継しようとする者を確保することが困難であること等により事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行うことに伴い、当該承継に不可欠な株式等や事業用資産等の譲受けを行うために費用を要する事由が生じ、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第1号又は同項第2号の規定による認定」を受けた中小企業者(※1) <資金使途> ①議決権株式の取得資金 ②事業用資産等の取得資金	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人代表者及び承継する他の会社(法人保証)										
(4)【特定経営承継準備枠】 <対象者:事業を営んでいない個人(代表者に就任前であること)(※3)> 経営を承継しようとする者を確保することが困難であること等により事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行うことに伴い、当該承継に不可欠な株式等や事業用資産等の譲受けを行うために費用を要する事由が生じ、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第3号の規定による認定」を受けた事業を営んでいない個人(※1) <資金使途> ①議決権株式の取得資金 ②事業用資産等の取得資金	【個人】 原則として承継する他の会社(法人保証)										
(※1) 経営承継円滑化法の認定: (1) 枠及び(2) 枠は、中小企業庁の関連サイトにある「様式 第6」で、(3) 枠及び(4) 枠は、「様式 第6」の2」で申請する (※2) 保証料率: (2) 枠で会社の代表者が別に個人事業を営んでいない場合は料率区分5とみなす (※3) 事業を営んでいない個人: (4) 枠は別に個人事業を営んでいる方や別の会社(関連会社を含む)の代表権ある役員になっている方は対象外											

資金名	融資対象者	限度額	融 資 条 件								申込受付場所
			期 間	返済方法	据置期間	利 率	担 保	連帯保証人	信用保証料	保証料補填	
経営改善資金	<p><経営支援枠> 最近の経済的環境の変化により経営の安定に支障を生じている中小企業者等で、次の条件のいずれかに該当する方 1 最近3か月の売上高が前年同期の売上高に消費税抜きで比較して、5%以上減少していること 2 直近の単年度決算において、損失が生じ経営の安定に困窮していること</p>	1億円	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内	元金均等 返済	1年以内	年 1.30%	必要に応じて求める。	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	0.45%～1.90%	0.45%～1.90%	市内の ・普通銀行 ・信用金庫 ・商工信用組合 ・商工中金 ・ぎふ農協 ・岐阜県信用農業協同組合連合会の本支店 (岐阜市信用保証協会約定書締結金融機関に限る)
	<p><セーフティネット支援枠> 最近の経済的環境の変化により経営の安定に支障を生じている中小企業者等で、次の条件のいずれかに該当する方 1 中小企業信用保険法第2条第5項に定める認定を受けていること。(注) 2 中小企業信用保険法第3条に規定する普通保険又は同法第3条の2に規定する無担保保険の保険関係であって災害関係特例が成立する方 3 中小企業信用保険法第3条の3に規定する特別小口保険の保険関係であって災害関係特例が成立する方 (注)セーフティネット保証制度5号の要件である「売上高の減少率」について、売上高の比較は消費税抜きで行う。</p>	1億円	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内	元金均等 返済	1年以内	年 1.30% ただし、責任共有制度対象外のものは、年1.10%とする。	必要に応じて求める。 【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	0.90%(中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第4号及び第6号) 0.68%(中小企業信用保険法第2条第5項第5号、第7号及び第8号) 0.80%(中小企業信用保険法第3条に定める普通保険又は中小企業信用保険法第3条の2に定める無担保保険の保険関係であって災害関係特例) 0.65%(中小企業信用保険法第3条の3に定める特別小口保険の保険関係であって災害関係特例)	0.9%(中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第4号及び第6号) 0.68%(中小企業信用保険法第2条第5項第5号、第7号及び第8号) 0.8%(中小企業信用保険法第3条に定める普通保険又は中小企業信用保険法第3条の2に定める無担保保険の保険関係であって災害関係特例) 0.65%(中小企業信用保険法第3条の3に定める特別小口保険の保険関係であって災害関係特例)		
	<p>金融機関、認定経営革新等支援機関の支援を受け、自ら事業計画の策定、実行、進捗報告を行う方 (取扱金融機関は原則として年1回、中小企業者等の事業年度ごとに信用保証協会に対し中小企業の計画の実行状況とともに取扱金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を報告する)</p>	1億円	設備資金 7年以内 運転資金 5年以内 ただし、岐阜市信用保証協会の信用保証付き融資の借換資金は10年以内 (一括返済は1年以内)	元金均等 返済 又は 一括返済	1年以内	年 1.40%	必要に応じて求める。	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	0.50%～2.00% ただし、責任共有制度対象の場合については、0.45%～1.75%とする。	0.50%～2.00% ただし、責任共有制度対象の場合については、0.45%～1.75%とする。	
ぎふし返済おまとめ資金	<p>次のいずれかに該当する方 1 岐阜市中小企業融資要綱に定められた資金のいずれかを利用しており、その資金の元金の償還を行っている方で、適切な事業計画の下に、その残高の借換えを受ける方 2 岐阜市中小企業融資制度のいずれかの資金(※)と岐阜市信用保証協会の信用保証付き融資(※)を利用し、それぞれについて元金の償還を行っている方で、次の条件の全てに該当する方 (1) 旧債務を借り換えることにより、経営の安定や改善が図られる等、資金導入の効果が期待できる方 (2) 最近3か月の売上高が前年同期の売上高に消費税抜きで比較して5%以上減少している方 ※一部制度を除きます。</p>	8,000万円	設備資金 10年以内 運転資金 10年以内	元金均等 返済	1年以内	金融機関 所定利率 (ただし、年2.90%以下の固定に限る) なお、岐阜市の融資制度を利用して借り換えを必要としている場合は、年1.60%とする。	必要に応じて求める。 【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	0.45%～1.90%	0.00%～0.50%		